

令和元年 10 月 8 日

管理監、教育長、消防長  
各部局長、各管理者

市 長

## 令和 2 年度 当初予算編成について

### 1. 基本的な取り組み姿勢

本市では、現在、新総合計画（2020～2029年度）の策定を進めているところであり、この新総合計画の基本構想においては、四日市未来ビジョンや将来都市像を定め、今後実現すべきまちづくりの方向性として基本目標を掲げるとともに、基本計画においては、重点的横断戦略プラン、分野別基本政策と都市経営の土台・共通課題を位置付ける予定としている。

令和の時代、最初の予算編成を迎え、令和2年度（2020年度）は、本市の新総合計画の初年度として、新時代を切り拓く新しいまちづくりがスタートする重要な年度となる。

各部局においては、市民が豊かで幸せに暮らせる持続可能な都市を創造していくため、職員が一丸となってオール四日市で、新総合計画に基づく諸施策の積極的な推進に努められたい。

### 2. 本市の財政状況

平成30年度決算では、歳入において、大規模法人の会社分割等による法人市民税の増収や大型設備投資による固定資産税の増収などに伴い、市税収入が783億円と過去最高額を大幅に更新したことを受け、歳出において、あけぼの学園移転整備、三重とこわか国体に向けた運動施設整備など、複数の大型投資事業を同時並行で実施するとともに、将来の公共施設等の大量更新に備えるため、アセットマネジメント基金に72.8億円の積立を行った。

さらに、市全体の市債残高は、市債発行の抑制等に努めた結果、平成30年度末で1,616億円と前年度末から73億円減少し、また、定額運用基金を含む全基金残高は、市税収入の一時的な増収等を活用して基金積立を行った結果、平成30年度末で498億円と前年度末から104億円増加しており、本市の財政状況は大きく健全化が進んだところである。

しかし、令和元年度では、一部の大規模法人の業績が当初の見込みを大きく下回ったことから、8月補正予算において、法人市民税の大幅な減額補正を行うなど、既に市税収入の減少傾向が顕在化しつつある。

今後の市税収入の見通しについては、国の税制改正による法人市民税の税率引き下げによる減収や、大規模設備投資の減価償却の進行に伴う固定資産税（償却資産）の急激な減少などから、平成30年度限りの特殊事情により突出して多かった783億円をピークにして、その後、数年前の水準まで減少していくと見込まれる。

さらに、本市の歳入構造上、特定の大規模法人の業績や設備投資の動向により市税収入が大きく左右される割合が高まっているほか、世界的な経済不況などによって市税収入が急減するリスクもあることを十分に認識しておかなければならない。

一方、歳出については、高齢化の進展に伴って2040年頃をピークに社会保障関連経費が年々増加していく見通しであることに加え、今後も小中学校の改築や大規模改修、中学校給食センター及び受入校整備、認定こども園整備などのほか、新図書館を含む中心市街地拠点施設整備、近鉄四日市駅等周辺整備などの大規模プロジェクトが控えている。

さらに、多数の公共施設等が10数年後から更新ピークを迎える見通しであることから、引き続き健全かつ安定した財政基盤の構築に最大限努めるとともに、今後の新規事業や既存事業の拡充にあたっては、中長期的な財政収支見通しに基づき、将来にわたり持続可能かどうか財政面の検証を十分に行う必要がある。

### 3. 予算編成方針

令和2年度当初予算の編成においては、新総合計画の推進計画事業も含め、全ての歳入・歳出を見込んだ年間の総合的な通常予算とし、各事業1件ごとの予算調整を行う。

予算要求にあたり、義務的経費を除く経常的な一般経費については、原則としてゼロシーリングとするほか、推進計画事業や投資的経費などの臨時的な経費については、シーリングを設けないこととする。

各部局においては、新規又は拡充事業の予算要求を行う場合、新総合計画における位置付けや目標を達成するための戦略的な道筋等を明確に示すとともに、思い切ったスクラップ&ビルドやリニューアル、既存事業との予算組替、年度間の平準化などの工夫を行い、単純な増額要求を避けるよう努められたい。

特に、議会からの次期予算編成に向けた提言や監査の指摘・意見等については、決算の評価検証から予算への反映というサイクルが機能するよう、当初予算へ速やかに反映させるべきものに対して、各部局で十分に検討・整理した上で予算要求を行うこととする。

一方、歳入については、市税等のより一層の収納率向上に向けた債権管理、遊休資産の売却・利活用、ふるさと納税、クラウドファンディングなど、財源を増やす取り組みを進めるとともに、国の先行モデル事業への応募等も含め、国・県補助金や各種団体の補助制度等の積極的な活用を検討されたい。

さらに、本市が直面する様々な懸案・課題を解決していくためには、個々の職員の知識や能力の向上とともに、本市の置かれた状況や他自治体における先行事例の把握・分析等が極めて重要であることから、職員の能力開発につながる研修や先進地視察、調査研究等に要する経費について、具体的な懸案・課題の解決につながる予算要求と認められる場合は可能な範囲で予算を措置する。

以上の基本的な方針を踏まえ、各部局においては、次に掲げる事項に特に留意し、予算を要求すること。

### **(1) 推進計画**

新総合計画の推進計画事業については、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とした上で、3つの重点的横断戦略プラン、8つの分野別基本政策と都市経営の土台・共通課題を着実に推進していくため、重点的・集中的に予算を配分する。

なお、事業構築にあたっては、推進計画以外の事業も含め、新総合計画に掲げる5つの「まちづくりの基本的な考え方」にも十分留意すること。

### **(2) 行革プラン**

新行政改革プランの改革事項については、費用対効果等を見極めた上で、これまでの費用を抑制する量の改革や質の向上だけでなく、将来の人口減少、少子高齢化という社会環境の変化に対応できる持続可能な行政サービスの取り組みと認められる経費に対して重点的・集中的に予算を配分する。

### **(3) 公共施設マネジメント**

老朽化した公共施設等の長寿命化や予防保全工事については、人口減少や少子高齢化社会における公共施設の将来像を視野に入れつつ、「公共施設マネジメントに関する基本方針」や個別の長寿命化計画等に基づき、所要額の予算を措置する。

### **(4) 働き方改革、ワークライフバランスの確保**

今後、人口が減少する中で、限られた職員で必要とされる行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくには、人材の確保が重要であり、そのためには、働き方改革やワークライフ・バランスの確保が不可欠である。そこで、事務改善やICT・AI等先端技術の活用などにより、業務の省力化・効率化が図られ、働き方改革やワークライフ・バランスの確保に資すると認められる経費については、費用対効果も勘案の上で、優先的に予算を配分する。

### **(5) 市制施行123周年記念事業**

令和2年度（2020年度）は、市制施行から123周年にあたることから、各種の記念事業を実施するため、市民企画イベントへの補助のほか、市主催のイベント・催し等において123周年ならではの新たな企画や拡充の工夫等を調整の上で、所要額の予算を措置する。